

沿岸広域振興局長告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年3月22日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

1 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371100272	社会福祉法人釜石市社会福祉協議会	釜石市社協指定訪問入浴介護事業所	釜石市大渡町三丁目15番26号	令和6年4月1日

2 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200990	株式会社咲希	咲希訪問看護ステーション	宮古市保久田3番46号	令和6年4月1日